SEINENHORITSUKA
青年法律家

発行　青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

NO506
2013・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2−2−5 小谷田ビル5階
☎ 03（5366）1131㈹　FAX 03（5366）1141
青法協H.P http://www.seihokyo.jp

法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の「基本構想」の背景と「改革」理念の批判的検討（中）……立松　彰
裁判員裁判・心神喪失無罪判決について……藤浦龍治

神奈川支部特集

神奈川における憲法問題の取り組み……向川純平
□連続講座第1回報告……榎本吾郎
福島原発被害者支援かながわ弁護団の活動報告……黒澤知弘
神奈川の教科書問題……穂積匡史
ようこそ横浜〜第2弾　飛び出せ中華街!!〜……金子祐子
【座談会】あのころ青法協は……岡田尚・野澤哲也

ロンダの子ども

E-mail　bengaku@seihokyo.jp

法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の「基本構想」の背景と「改革」理念の批判的検討（中）

司法改革問題対策委員会　立松　彰

6　「新たな刑事司法制度」の全体像

「基本構想」は、「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」による「新たな刑事司法制度の構築」をめざしているが、その「改革」の基本的な理念、方向性には人権保障、適正手続保障からみて問題が多く、わが国の刑事司法手続を大きく変質、変容させるものとなっている。

ところで、「基本構想」は、「第一　はじめに」、「第二　時代に即した新たな刑事司法制度を構築するに当たっての検討指針」（以下、「検討指針」という）、「第三　時代に即した新たな刑事司法制度を構築するために検討すべき具体的方策」（以下、「検討項目」という）から構成され、「検討指針」が総論に、「検討項目」が各論に当たる。

「改革」理念の検討の前提として、総論に当たる「検討指針」を概観する。

(1)「検討指針」前半部分の概要

「検討指針」は五頁強の文量にすぎないが、その前半は総論中の総論とも言うべき部分であり、概要は次のとおりである（小見出しは筆者）。

①（取調べの機能について）

「他に有力な証拠収集手段が限られている中で、取調べは、……本人の口から機動的かつ柔軟に供述を得ることができる手法として、事案解明を目指す捜査において中心的な機能を果たしてきた」

②（供述調書の機能について）

供述調書は、争いのない事件では、「分かりやすく」「供述内容を立証する手段として機能する」とともに、「公判廷で供述人が捜査段階の供述を翻した場合等においては」、「しばしば、公判廷での供述より信用すべきものと認められてきた」

③（国民の信頼とひずみの発生）

「取調べによる徹底的な事案の解明と綿密な証拠収集及び立証を追求する姿勢」は、「国民に支持され、その信頼を得るとともに、我が国の良好な治安を保つことに大きく貢献してきた」が、以下のように、「それに伴うひずみもまた明らかになってきた」

（ⅰ）　取調べ及び供述調書への過度の依存は、「刑事裁判の帰すうが事実上捜査段階で決着する事態となっているとも指摘される。」

（ⅱ）「取調べ及び供述調書に余りにも多くを依存してきた結果、取調官が無理な取調べをし、それにより得られた虚偽の自白調書が誤判の原因となったと指摘される事態が見られる。」

④（適正確保と任意性・信用性の立証）

供述調書等を通じた立証の場合であっても、「供述の任意性・信用性に争いが生じた場合には、できる限り客観的な方法により的確に取調べ状況

に係る事実認定がなされ、もって公判廷に顕出される捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度でなければならない。」

⑤（供述証拠収集の困難化）

「近時の誤判事例等を原因として、捜査機関に対する信頼が大きく揺らぎ又は損なわれている」から、「取調べを中心とする捜査の適正確保が重要な課題である」。「同時に、我が国の社会情勢及び国民意識の変化等に伴い、捜査段階での供述証拠の収集が困難化している」

⑥（供述調書の有用性）

「従来供述調書が公判段階でも有力な証拠とされてきた背景としては、証人の中には被告人の面前でありのままの供述をすることが難しい状況に置かれる者がおり、あるいは、被告人が公判廷で真実の供述をするとは限らないという実情もある。」

⑦（証拠収集手段の多様化と公判顕出の容易化）

「公判廷で事実が明らかにされる刑事司法」とするためには、捜査段階で「十分な証拠が収集される必要があり、捜査段階における証拠収集の困難化にも対応して、捜査機関が十分にその責務を果たせるようにする手法を整備することが必要となる一方で、公判段階も、必要な証拠ができる限り直接的に公判廷に顕出されるべき」である。

⑧（被害者保護）

犯罪被害者やその遺族の「権利利益の保護や刑事手続への関与の拡充のための措置」は、近年の法改正によっても「必ずしも十分なものとはなっていないとの指摘がある」から、配慮が必要である。

⑨（科学技術の進展に対応した捜査手法の多様化）

「近時の科学技術の進展及びその普及に鑑みれば、それらに対応して刑事司法制度をより確かで信頼されるものにするとの視点も必要」。

⑩（「新たな刑事司法制度」とは）

「新たな刑事司法制度は、適正手続の下での事案の解明と刑罰法令の適正かつ迅速な適用更にはそれと一体をなるものとしての誤判の防止という役割を十全に果たし、被疑者・被告人、被害者を始めとする事件関係者及び国民一般がそれぞれの立場からも納得し得る、国民の健全な社会常識に立脚したものでなければならない。」

(2)「検討指針」後半部分の概要

「検討指針」の後半部分では、捜査段階と公判段階に分けて、検討課題たる「具体的方策」を次のとおり列記する。

（ア）取調べへの過度の依存からの脱却と証拠収集手段の適正化・多様化

> 被疑者取調べの録音・録画制度の導入を始め、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化する。

① 被疑者取調べの録音・録画制度の導入

（i）「被疑者の取調べは、新たな刑事司法制度においても相応に重要な役割を果たす」

（ii）しかし、「供述証拠の収集が適正な手続の下で行われるべきことは言うまでもないこと」であるし、「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある。このようなことをより確かなものとする観点から被疑者取調べの録音・録画制度を導入する。」

（iii）なお、「検討項目」の部分では、「二つの制度案を念頭に置いて具体的な検討を行う」とし（裁判員制度対象事件の身柄事件を念頭に原則として、全過程の録音・録画を義務づける案と取調官の裁量に委ねる案を併記）、「制度の基本的な枠組み」では「録音・録画の対象外とすべき場面が適切に除外される制度とする必要がある」と

し、「制度の対象とする事件等」では「必要性が高いとして様々な立場からの意見が一致する事件や場面を対象」とすることが「望ましい」とする。

② 供述収集手段の多様化を図ること

(i)「取調べ以外の多様な方法を通じてより容易に供述証拠が収集され」るための新たな制度を導入すること、具体的には刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度の導入。

(ii)「客観的な証拠をより広範囲に収集」するため、通信傍受の対象犯罪の拡大と手続の合理化・効率化を図ること、一定の場面に限定した会話傍受の導入。

③ 証拠収集手段の適正を担保すること

(i) 捜査段階での弁護活動を通じて供述証拠の収集の適正が確保されるところも大きいことから、「被疑者国選弁護制度の適用対象を全ての身柄事件に拡大すること」

(ii) 身柄拘束が自白に向けた不当な圧力とならないように、「被疑者・被告人の身柄拘束に関する指針となるべき規定を設けること」や「勾留と在宅の間の中間的な処分を設けること」

(イ) 供述調書への過度の依存からの脱却と公判審理の更なる充実化

> 供述調書への過度の依存を改め、被害者及び事件関係者を含む国民への負担にも配意しつつ、真正な証拠が顕出され、被告人側においても、必要かつ十分な防御活動ができる活発で充実した公判審理を実現する。

① 「公判前整理手続における証拠開示の適正な運用に資するための方策」の導入。なお、「検討項目」の部分では具体例として、(i)公判前整理手続における被告人側からの請求により検察官保管の証拠標目等一覧表を交付する仕組みを設けること、(ii)当事者に公判前整理手続に付する請求権を与えることをあげる。

② 被害者を含む証人の保護・支援の方策の拡充とともに、「真正な証拠に基づく円滑な審理」が行われるための環境を整備すること。

(i) ビデオリンク方式による証人尋問の拡充や被害者を含む証人情報の保護方策の拡充（刑事手続への協力の負担軽減と安全の確保）。

(ii) 証人の勾引要件の緩和など証人の出頭、証言の確保方策、証拠隠滅罪等の法定刑の引上げ、被告人の虚偽供述に対する制裁を設けること（被告人の供述を含め真正な証拠の顕出を担保）。

③ 争いのない事件の簡易迅速な処理の促進。

7 「改革」の基本的な理念、方向性はなにか

以上の「検討指針」にあらわれた「改革」の理念、方向性は、次のようなものである。

(ア) 取調べ中心主義の再構築

取調べがこれまで果たしてきた役割、機能を維持したうえでこれと調和しうるように部分的録音・録画制度を導入して取調べ中心主義の再構築を図る。

(1) 一連の不祥事等を取調べや供述調書への「過度」の依存の問題と矮小化したうえで、「過度」の依存からの脱却が課題とし、取調べを捜査の中心におく取調べ中心主義を堅持する。

弁護人の取調べ立会権を否定する理由として、「取調べという供述収集手法の在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に減退させる」おそれが大きいと述べるところに、その理念が端的に示されている。

(2) 録音・録画制度の導入が避けられないとしても、取調べ中心主義を堅持するために、制度導入の主たる目的を任意性・信用性の判断及び立証としつつも、それをこえて任意性・信用性をめぐる争いそのものの「解消」に主眼を置く。

「公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」とし、公判前整理手続

において争点から除外され、仮りに公判の争点とされても（裁判員が見ても）任意性・信用性が認められる制度がめざされている。そのためには、対象事件と対象場面の「選別」が必要であり、ことに対象場面に関し「録音・録画の対象外とすべき場面が適切に除外される制度」とするためには捜査現場への裁量付与が不可避である。

(3)　違法、不当な取調べを隠蔽する部分的録音・録画制度の導入と取調べ立会権の否定を両輪とする取調べ中心主義の下での二〇日間にわたる長期勾留圧力は、取調べや供述調書への依存をより深めることになる。

被疑者国選弁護制度の拡大、「勾留と在宅の間の中間的な処分の導入」や「身柄拘束に関する運用指針の明文化」などでは、自白に向けた不当な圧力の防止策にはならない。

他方、「刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度」等の司法取引や「自白事件の簡易迅速な処理手続」は、取調べ中心主義の下で、自白に向けた不当な圧力として機能する。

（イ）捜査機関の権限の拡大、強化

取調べ及び供述調書への「過度」の依存からの脱却を口実に捜査機関に新たな捜査手法を付与し、ことに検察には捜査と公判の両面においてより強い権限と地位を付与する。

(1)捜査手法の拡大

捜査手法の拡大としての通信傍受の拡大、会話傍受の導入、司法取引の導入などは人権保障、適正手続保障の軽視を端的に示している。

(2)検察の権限と地位の強化

①　「自白事件の簡易迅速な処理」や司法取引の導入は、検察に自白獲得に向けた新たな地位と権限を付与する。

②　被害者保護名目で導入しようとするビデオリンク方式の拡充や被害者情報の保護方策の拡充は、検察官立証の容易化（負担軽減）に真の目的があるが、現行法ですら弱体化している被告人の防御権をさらに弱めることになる。

③　「司法の機能を妨害する行為への対処」としての勾引要件の緩和、証人の不出頭、宣誓・証言拒絶に係る罪の重罰化や証拠隠滅罪の重罰化は、検察側証人の裁判への出頭や証言の強制力を強化し、検察官立証を容易化するものである。

(3)「被告人の虚偽供述に対する制裁」

「司法機能を妨害する行為への対処」の中で、一際異色なものが、「被告人の虚偽供述に対する制裁」である。「一般国民の間では、うそをついてはならないのが当たり前であるのに、被告人がうそをついても制裁がないというのでは、刑事司法制度の在り方が国民の意識からかい離したものとなり、国民の信頼を失うものとならないか」とか、「新たな刑事司法制度は……国民の健全な社会常識に立脚したものでなければならない」との記載を合わせ考えると、「理性に基づく裁判」、適正手続保障、人権保障に逆行し、ポピュリズム的かつ必罰主義的な「国民の感覚、感情に訴える刑事司法」への傾斜が強い。

(4)負担の重い裁判員裁判に対し、一般刑事事件の更なる簡略化と迅速な有罪処理化が志向されているが、誤判が危惧される。

（ウ）「検察の再生」と「検察司法」の強化

「基本構想」は、可視化を極力制限しつつ取調べ中心主義の再構築をはかるとともに、部分的録音・録画制度の導入の条件として捜査機関の権限の拡大、強化、ことに検察に強い権限と地位を付与し、「司法妨害」的行為にも対処する。「一体改革」として「検察の再生」と「検察司法」の強化をめざす構想である。

（紙幅の都合により、「法制審議会への諮問後の関係各機関の対応」については、次号（下）に回しました）

裁判員裁判・心神喪失無罪判決について

京都　藤浦　龍治

二〇一二年一二月七日、京都地裁は、強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件について、責任能力を欠く状態にあった疑いが強いとして無罪判決を言い渡した。そして、その判決は、検察官が控訴しなかったことから確定した。争点は責任能力の有無だけでなく、暴行の態様も争点となり、いずれも弁護人の主張が認められているものであるが、主要な争点である責任能力の有無に絞って報告する。

1　事案の概要

被告人（当時三九歳）は、

第1　二〇一〇年四月二六日午後六時ころ、京都市中京区のビデオショップにおいて、同店店長（当時六三歳）管理のＤＶＤ二八枚（販売価格合計二万八〇〇〇円）を窃取したが、同店から逃走しようとした際、同店出入口の防犯センサーが鳴り、これに気づいた店長に追跡されるや、逮捕を免れるため、路上において、ミリタリーナイフを振るなどの暴行脅迫を加え、その際、顔面神経麻痺の後遺症を伴う全治四週間を要する顔面切創、右側胸部切創、左第一指切創の傷害を負わせた

第2　業務その他正当な理由がないのに、前記路上において、ミリタリーナイフ一本及びサバイバルナイフ一本を携帯したというものである。

2　事件に至る経緯―主に被告人の病状について

被告人は、統合失調症に罹患し、二〇〇一年に入院した。そして、二〇〇八年二月に退院後、二〇〇九年一〇月ころまでは、外来診察と訪問看護を定期的に受けており、八月ころまでは、主治医から処方された薬を服用していた。

ところが、被告人は、二〇〇九年一一月中旬の外来診察時に、「電話回線を見張られている」などの妄想様発言をし、その後の訪問看護に応じなかった。被告人は、一一月下旬の外来診察時に主治医からその理由を聞かれると、「訪問看護のスタッフが偽物に変わっている」などと答えた。被告人は、一二月以降、外来診察も訪問看護も受けなくなり、主治医との連絡も、二〇一〇年一月中旬の電話連絡を最後に途絶えた。

被告人は、二月ころ、自室の玄関扉の横に「丹後王大和親王〇〇（被告人の名前）摂政」と書いた紙を貼り、妄想にとらわれた行動をとった。

四月には、被告人は電気を止められ、預金もほとんどなくなり、生活に窮してＤＶＤや雑誌等を売却するようになったが、捜査段階の被告人の供述によれば、被告人が生活に窮するようになったのは、法務省などの悪の組織が不利益工作を行っているからと考えていた。

また、被告人は、四月一八日及びその四、五日後に、被害店舗にビデオカセットやＤＶＤを売りに行ったが、いずれも同店店員から買い取りを断られた。同じく捜査段階の被告人の供述によれば、被告人は、店が法務省と結託して自己に利益を与えないようにしていると受け取った。

3　起訴前鑑定

起訴前には弁護人はついていなかったのだが、簡易鑑定ではなく、いわゆる本鑑定が行われていた。犯行時における精神状態は、「統合失調症であったが、本件犯行は、統合失調症の症状に直接影響されたものではない」として心神耗弱と判断されていた。また、現在の精神状態は、「妄想は妄想追想（過去の出来事が誤った意味づけをもって追想されること）が加わることにより拡大し、壮大な妄想体系ができつつある」、参考事項として「被疑者の供述は、妄想追想が加わることにより変化していく傾向がある。被疑者の供述は、妄想追想が加わる以前のものを信頼すべきである。この原則によれば、万引きは経済的な困窮が、被害者を傷つけたことは、逃走を被害者に阻止されたことが主な動機と判断できる」とされていた。

要するに、この鑑定では、法務省に関する妄想は、事件後に生じたと判断されているわけである。

4　再鑑定

起訴は二〇一〇年八月になされたが、弁護人は二〇一一年二月に再鑑定の請求を行い、同年一〇月に鑑定が採用されることとなった。起訴前鑑定は、事件当日に被告人は供述書を作成しており、そこには法務省に関する妄想が現れていたのに、それを軽視していること、そのこととも関連するが、事件当時、被告人が具体的にどのような妄想を抱いていたのかはっきりしないことが、再鑑定を採用させることにつながったものと思われる。

再鑑定事項は次のとおりである。

①本件犯行当時の被告人の精神障害の有無
②精神障害があった場合、その具体的な病状及び程度
③精神障害が本件犯行に及ぼした影響の有無
④影響があった場合はその機序

二〇一二年四月に作成された鑑定書の主文は次のとおりである。

①本件犯行当時、被告人は妄想型統合失調症に罹患
②前記①は慢性期の再発状態にあり、活発な被害妄想を主症状とした急性増悪状態にあった。
③前記②は本件犯行の企図と遂行に強い影響を及ぼした。
④被告人は妄想により被害店舗ならびに被害者が自らの生活を妨害していると考え、本件犯行は正当防衛であると解釈し、実行に及んだ。

ただし、「刑事責任能力に関する参考意見」の欄には、「違法性の認識は十分に機能しなかったが、防犯カメラに犯行が映るように実行し、防犯タグがないと考えた商品を選んで窃取したことは、被告人なりの後ろめたさの表現と思われ、若干の違法性の認識が存在したことを示すと思われる。したがって理非善悪を弁識し、それに従って行動する能力が失われていたとまではいえず、著しい障害にとどまると考えられる」という余事記載が存在した。

5　鑑定人の証人尋問における弾劾

二〇一二年六月と一〇月の二度のカンファレンス（鑑定人・検察官・弁護人の三者によるもの）を経て、法廷で鑑定人がプレゼンに用いるパワーポイントの原稿が事前に開示された。

そこでは、七つの着眼点のうち、「違法性を認識していたか?」の項目で、次のように記載され

ていた。

○被告人は被害者を「犯罪組織」法務省関係者と疑っていた。

○買取を法務省が妨害していると考え、それならば万引きは正当防衛である、と考えた。

○すなわち妄想に基づき違法行為が相対化、正当化された。

○しかし防犯タグを確認したり、安い商品を選び、被害をかけ過ぎないようにしたと述べたことは、妄想の影響下で一定の違法性認識の存在を示すと思われる。

違法性の認識の有無について特に問題だと思われた防犯タグの確認の点に絞って、どのように鑑定人を弾劾したのかについて述べる。

被告人質問と鑑定人の証人尋問は同じ日に行われ、鑑定人は、被告人質問を傍聴席で聞いた上で尋問を受けることとなっていた。そこで、被告人質問において、被告人が、防犯タグがないことを確認したのに警報音が鳴ったことを店長が遠隔操作によって鳴らしたと捉えたこと、もともと防犯タグを確認する目的としては法務省による遠隔操作などの工作の有無を確認するということがあったことを被告人に述べてもらった。その上で、鑑定人に対する尋問においてその点をぶつけたところ、鑑定人は、「遠隔操作で鳴らされる可能性を確かめるというその可能性を考えていなかったが、今言われたら、それは彼の思考の中ではありうることだ」という趣旨の証言をし、さらに、統合失調症の症状として論理的思考力の障害があることを考えれば、一方で発覚しないようにという目的があって、他方で工作の有無を確認するという目的があったとしてもおかしくないということも肯定した。

6　裁判所の判断

(1)　被害妄想の着想時期

裁判所は、鑑定人の証言、事件当日の過剰な「武装」、事件当日の供述書（法務省と本件店舗との関係を疑っていたことをうかがわせる記載もある）等を根拠に、四月一八日に買取を拒絶された時点で、本件店舗の店員が法務省の手先であるという妄想を着想したと判断した。

(2)　精神障害が本件各行為に及ぼした影響

①動機の了解可能性

(a)換金目的の動機は了解可能のようにもみえる。

(b)しかし被告人は、意図的に本件店舗を選んで万引きをした。その理由は、本件店舗が法務省の手先であり、自らの生活を妨害していると考え、同店舗で万引きすることは正当防衛として正当化されると解釈したからと認められ、このような動機は了解可能とはいえない。

(c)店員の反応を見ようとしたなどの動機も、了解可能とはいえない。

と判断した。

②犯行の計画性及び違法性の認識

(a)ナイフの準備状況から、万引きを完遂するため、ある程度の計画性があったことは認められるし、防犯タグの有無を確認したり、安い商品を選んだりするなどの行為態様や、被告人が鑑定時に大きな損害をあたえるのはまずいと考えて安いＤＶＤを盗んだと述べていたことなどに照らすと違法な行為と考えていたことがうかがえる。

(b)しかし、被告人は、万引きが違法な行為であることは理解していたものの、統合失調症による妄想の強い影響を受けて、本件店舗から万引きをするという具体的行為については正当防衛として正当化されると考えていた。このような強い影響下で犯行を事前に計画していたとしても、直ちに被告人に責任能力があることの論拠とはならない。

(c)被告人が、本件店舗による妨害を受けることなく万引きを遂行しようと考え、その発覚を防ぐ行動に出ていたことは、妄想の影響下で立てた計画を円滑に遂行するためのものと考えられ、また、万引きの対象を一定の範囲に

とどめていたことも、被告人が妄想の影響下で正当化されると判断した範囲で行為に及んだものとも考えられるから（鑑定人も、その可能性を肯定する証言をしている）、これらの事実は、被告人が本件店舗での万引きという具体的な行為について善悪を判断する能力を有していたと断じる論拠としては不十分。と判断した。

裁判所は、計画性と違法性の認識をいわばセットにして、妄想の強い影響下で計画し、発覚を防ぐ行動に出ても（店員の反応をみ、工作の有無を確認するという意味があったことを持ち出すまでもなく）、責任能力があったことにはならないと判断してくれたわけである。

③犯行後の行動

(a)被告人が万引きが見つかり逃走し、逮捕を免れようと暴行脅迫を加えたことは、自己防衛的行動といえる。

(b)しかし、被告人は、妄想の影響下で万引きを遂行しようと考えていたのであるから、前記行動をとったからといって、被告人に責任能力があったと断じる論拠となるものではない。

と判断した。

(3)責任能力についての総合判断

(a)妄想により、本件店舗及びその関係者が自らの生活を妨害していると考え、同店舗で万引きをし、

(b)法務省関係者に追われているものと疑って、捕まらないために暴行脅迫を加え、

(c)万引きが法務省によって妨害される場合に備えてミリタリーナイフ等を携帯した。

(d)本件各行為時、いずれも正当防衛として正当化されると解釈しており、被害妄想に直接支配され、あるいは、その深刻な影響下で行われたものであることが強く疑われ、心神喪失の状態にあった疑いが強い。

と判断した。

7　おわりに

鑑定人が誠実に、カンファレンスや尋問において弁護人の指摘を受けとめたこと、裁判所が責任能力の判断を厳格に行ったことなどが無罪に結びついたものと思われる。

なお、相弁護人は法テラス京都法律事務所の圓谷徹弁護士である。

◇　◇

第四四回定時総会（三重）のご案内

青法協弁学合同部会は、下記の要領で第四四回定時総会を開催いたします。今回の総会には、社会学者の小熊英二氏（慶應義塾大学総合政策学部教授。社会学）が全日程参加したうえで、「青年法律家協会にのぞむもの」（仮）と題する問題提起と参加者との意見交流を行う予定です。

地元支部企画は、元四日市公害裁判弁護団事務局長の野呂汎弁護士を講師に「四日市公害訴訟の取り組みと教訓」（仮）についての講演を行う予定です。ふるってご参加ください。

記

◇開催日時　**六月二九日（土）一三時～三〇日（日）正午**

◇場　　所　**三重県（詳細は別途お送りしました総会の案内をご参照下さい）**

神奈川における憲法問題の取り組み

神奈川　向川　純平

1　今期は「憲法」をテーマに

青法協神奈川支部の一部会である憲法平和部会は、「さあ、今期は何をやろうか」というまったりとした部会を二〇一二年七月三日に開催した。青法協神奈川支部の一部会らしく、ゆるい集まりとして始まり、そのまま終わるはずであった。

しかし現実はそうではなかった。部会員は、そこはかとなく漂い始めていた、平和、人権をおびやかす動きを野性的勘をもって察知していたのかもしれない。熱い議論の末、憲法平和部会は、その部会の名のとおり、「憲法」そのものに焦点を当て、神奈川支部全体のテーマとすることとした。

2　集会の開催と問題意識

まずは、憲法改正に関する不穏な状況を市民に知ってもらうことが活動の主軸となるだろうということで、集会を開催することになった。問題は、どのような切り口で憲法集会を開くかということであった。

難しい高邁な理論を振りかざしても憲法のことなんて誰も聞いてくれないだろう。それでは人が集まらない……。もっとみんなが興味を持てるように、うまく打ち出していく必要がある。

そこで、「今の憲法がなかったらどうなるのか?」ということを基本的な姿勢に据えることとした。普段のくらしでは憲法は意識されないけれども、人権や平和は、身近な問題であり、憲法が陰に陽に人々の人権、平和を護っている。この日本国憲法の存在意義について、いろいろなテーマで連続で集会をしようということに決まった。大変ではあるが、「憲法改正がされるかも、というときにがんばらなければ青法協の存在意義はない!」ということで、連続での集会を開催することに決めた。

3　勉強会の開催

もっとも、よく考えて見ると、「憲法」といっても、支部会員の多くは深い知識を有しているわけではない。特に若手にとっては、憲法について熱く語る、という機会が極めて少なくなり、実は今どうなっているのかよくわからない、という会員もいるかもしれない。そこで、勉強の必要を感じることになった。

まずは、動き出していた「憲法審査会」について勉強会を開くこととした。東京支部の森孝博会員をお呼びして、二〇一一年一月から始動していた憲法審査会での議論推移、自民党を始めとした

諸政党の憲法改正案について学習した。支部会員は、憲法改正の動きを具体的に知ることとなり、危機感を一層強くした。

4　何をテーマにしようか？

かくして、連続講座「改憲問題を考える」の企画準備がスタートした。

まず第一回は、現在の情勢、憲法の意義などについて総論的に学び、第二回からは、個別の各論をテーマで進んでいくことにした。第一回の講師は、憲法の「伝道師」として全国を飛び回り、司法試験教育にも携わる伊藤真弁護士をお呼びして講演をすることに決まった。

第二回以降のテーマはどうするか？　支部会員からは、表現の自由、基地や平和問題、教育問題、労働問題、貧困、原発などいろいろなテーマが出た。神奈川支部は厚木基地問題、教科書問題、米兵犯罪裁判、最賃裁判など、具体的な憲法問題をいくつも抱えている。実は、みな心の中ではいろいろやりたいことがあるのだ。いい意味でテーマは決まらなかった。

5　今後の予定は？

ともかくも、支部会員有志が準備を進め、二〇一三年二月八日に第一回の集会を無事開催することができた。（詳細は榎本吾郎会員の報告に譲る）参加者は七〇名とやや少なめであり、今後の広報活動改善が反省点である。

第二回の集会は「生活保護と憲法二五条」をテーマとして六月一日に開催する予定である。そして、第三回以降についてはテーマが決まっていない。これはやることがないのではなく、前記に述べたとおり、やりたいテーマが多くて決まらないためであると言い訳しておく。

神奈川支部は今後も「一人ひとりを大切に」という視点をもって憲法問題に取り組んでいく。

連続講座

【第1回報告】

神奈川　榎本　吾郎

1　連続講座「改憲問題を考える」

二〇一三年四月、自民党は現行憲法を全面的に見直す改正草案を決定し、その重大な問題点はさまざま指摘されていたが、年末の政権交代で憲法改正の流れは急速に加速しつつあるように思える。

そんな状況に危機感を覚えた青法協神奈川支部では、現行憲法が社会の中でどれほどの役割を担っているのかということを問題提起していくために、連続講座「改憲問題を考える」を企画した。

2　伊藤真弁護士による講演

二〇一三年二月八日に第一回として、日弁連憲法委員会副委員長のほか伊藤塾塾長としても有名な伊藤真弁護士をお招きし、講演「憲法って何だろう？～一人ひとりを大切に～」を開催した。

伊藤弁護士は憲法を守ることの大切さを国民の皆さんに知ってもらうために日々全国を飛び回って活動している。そのためにはさまざまな工夫をし、「学校などでは、憲法というとあんまり呼んでくれないので、勉強法の話として授業をして、実際にはその中で憲法の話をしている」とのことである。

今回の講演も、一時間半の講演時間をオーバーしながら用意した一九〇枚以上のスライドを次々とめくり、ユニークかつ五感に直接訴えてくるものとなった。その内容は、一票の価値の不平等に始まり、貧困問題、震災・原発と憲法、秘密保全法、平和主義、立憲主義と多岐に渡ったが、その中から印象に残った話を紹介しようと思う。

3　憲法の理解に重要なのは他者への共感

まず何より、憲法とは国家権力を制限して国民の権利自由を守るためにあり、国家権力が国民を制限する法律とはまったく正反対であるということである。法律の正当性は民主主義すなわち多数意見に裏打ちされているが、人間は間違える存在であり、情報操作や目先の利益に惑わされ、多数派が常に正しいわけではない（しかも、一票が不平等な現状の選挙制度下では多数意見の正当性さえ疑わしい）。また、数の論理では奪えない少数派の権利自由がある。こうした誤った多数派を制限するために前もって作成した備忘録が現行憲法である。

講演中の伊藤真弁護士

ところが実際は、秘密保全法制定の動きが進行し、自民党改正草案は国民の義務を一〇に増やし憲法尊重義務まで課しているのであり、これは立憲主義における国家と国民の関係を逆転させる発想と言える。特に、憲法改正の国会議員発議要件を緩和するなど断じて許されない。

ここで求められるのは、多数派から少数派への想像力、相互に入れ替わる可能性があるという想像力、すなわち他者への共感なのである。

4　不自由が人を自由にする

ところで、全盲で弁護士として活躍している伊藤弁護士の教え子が、「もし目が見えていたら司法試験なんて考えなかっただろう。不自由が人を自由にすることもあるんですね」とおっしゃったそうだ。

憲法前文及び九条も、暴力の連鎖を断ち切るために非常識は承知の上で、平和主義及び戦争の放棄の最初の一歩を踏み出した。これは国防上の不自由ではあるが、一方で、日本は武器を持たない国として諸外国から一定の信頼を得て、さまざまな国際貢献をすることができたといえるはずである。今、国防や国際貢献の視点から九条改正が議論されるが、テロの脅威が叫ばれる現代では攻められない国を作る方が現実的な防衛策であるし、軍事力だけが国際貢献ではない。

このように、不自由だからこそ可能性もあることを九条論にも当てはめて、軍事力に頼らない具体的な平和構築の方法を模索していく必要がある。

5　知った者の責任

最後に、伊藤弁護士は「今日ここで憲法を知ってしまった者として憲法を使いこなす責任がある」と会場の笑いを誘いつつも一人ひとりの自覚を促して締めくくり、講演はこれから連続講座を継続し改憲問題を考えて行く上で示唆に富んだものとなった。

福島原発被害者支援かながわ弁護団の活動報告

神奈川　黒澤　知弘

1　はじめに

「安らかに眠ってください　過ちは繰返しませぬから」（原爆死没者慰霊碑）

福島原発事故の際に、パッと浮かんだのがこの言葉であった。私が弁護士登録をしてすぐに原爆症認定集団訴訟の弁護団員となり、その後、広島・長崎の被爆者と一緒にたたかい、高齢化する被爆者の方々から、核の廃絶という大きな課題を引き継いでいこうと考えていたところ、福島原発事故が起こり、自分自身が取り組まなければならない問題であると覚悟を決めた。過ちが繰り返されてしまっていたのである。

2　弁護団の成り立ちなど

二〇一一年一〇月一日、主に神奈川県内に避難されている福島原発事故被害者を支援するため、「福島原発被害者支援かながわ弁護団」（以下「かながわ弁護団」という）が発足した。

かながわ弁護団の目的は、福島原発事故により、主に神奈川県内に避難している被害者が被った被害について、東京電力株式会社に対して、損害の完全賠償を要求し、被害者に寄り添いながら、その実現のために努力することにあり、現在、弁護団の人数は二四名まで増加し、これまでに二三〇世帯以上の被害者の支援を行ってきた。

そもそものかながわ弁護団の成り立ちとしては、横浜弁護士会での震災被害者に対する相談活動から発展したものであり、原発被害者の法的支援の具体的な受け皿として、弁護団が必要とされ、発足するに至った。

もともとは、神奈川県内の被害者を中心とした支援を行ってきたが、福島県内で避難生活を送る被害者に対する支援も行っており、活動範囲は拡大している途上にある。

3　神奈川県内の被害者の状況

福島原発をめぐる被害状況は一向に収束せず、神奈川県内では現在においても二五〇〇名以上の多数の避難者が避難生活を送っており、かつ、加害者である東電からの賠償は依然として不十分なままであり、弁護士による法的支援の必要性は非常に大きい。

被害者の多くは、心身ともに疲弊しきっており、不眠や鬱のために通院する方も少なくない。神奈川での仕事、学校等に上手く馴染めないという話も多く聞く。生活再建の目処も立たず、大きな不安の中で、切り詰めた生活を送っている現状

がある。したがって弁護団の活動においても、単なる法的な支援のみでなく、被害者の悩みや不安に耳を傾け、これを緩和するためのカウンセリング的な支援も必要となっているところに難しさがある。

4　かながわ弁護団の活動方針

かながわ弁護団の方針としては、最終的には完全賠償をめざしているところであるが、原発被害者の多くは厳しい避難生活の中で経済的にも困窮し当面の生活に追われており、可能な限り迅速に賠償金を獲得することが求められている。

こうした現実の原発被害者が置かれた状況に鑑みて、かながわ弁護団においては、二段階に分けた活動方針を立て、取り組んできた。

すなわち、福島原発事故により「すべてを奪われた」被害者の被った被害の甚大さ、深刻さを明らかにすることはもちろんであるが、原発被害者が置かれた非常に厳しい避難生活の状況、経済的困窮状況に鑑み、当面の間、全損害のうちの一部について、原子力損害賠償紛争解決センターにおけるADR手続きで可能な限りの「内払い」を獲得することを第一段階の目的として設定した。

そして、ADR手続きにおいて獲得しきれなかった、より本質的な損害賠償については、訴訟を提起した上で法廷闘争や立法措置に向けての運動等を通じて獲得することをめざす。たとえば、避難指示のない地域からの避難者においては避難指示区域並みの賠償を獲得することが求められており、避難指示がある区域においても、地域での生活のすべてを奪われ、自己の生き方の変更を余儀なくされたことによる本質的な損害についての慰謝料を獲得すること、不動産損害について全国に散った被害者が生活再建を可能とするために十分なだけの賠償を獲得すること、等が具体的に挙げられる。

かながわ弁護団のADR集団申立記者会見

5　今後の展開

現在、かながわ弁護団はまだ前記の第一段階の取り組みが中心となっているが、暑くなる前の時期に、全国の他の弁護団と共同して、全国各地の地裁において一斉提訴を行うことをめざしている。これにより、いよいよ、前記第二段階に突入することになる。

すでに先行して提訴を行っている福島原発事故被害弁護団や「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団などとも協力しながら、原発被害者の完全賠償の獲得のためにたたかい抜きたいと考えている。

これ以上、過ちが繰り返されないため、福島原発被害者が一人も泣き寝入りすることは許されてはならないし、完全な賠償の先に、われわれが核の平和利用と称して依存してきた原子力発電からの決別の道筋が見えるものと考えている。

神奈川の教科書問題

神奈川　穂積　匡史

1

教科書問題は、もはや過去のもの……。のっけからタイトルと矛盾しているようで恐縮ですが、これが今の率直な気持ちです。と言うのも、教科書問題は今や教育問題、憲法問題として、より広く、深く、捉え直さざるを得ない情勢にあるからです。

2

神奈川では、二〇一一年の夏、横浜市（全域）、藤沢市（全域）、県立平塚中等教育学校、その他複数の県立養護学校で育鵬社（いわゆる、つくる会）の教科書が採択されました。実に県内公立中学校の四割以上の子どもたちが、立憲主義、平和主義、基本的人権を否定する教科書で学ぶことになってしまったのです。

この採択は、教育に対する政治介入そのものでした。たとえば横浜市でも藤沢市でも、教育現場の声が一定程度反映される審議会の答申では、育鵬社教科書の評価は低位でした。また、横浜市では、つくる会教科書（育鵬社・自由社）の採択に反対する一二万筆以上もの市民署名が、教育委員会に提出されていました。前代未聞の数字です。

横浜市教育委員会と藤沢市教育委員会による育鵬社採択の強行は、こういった教育現場や市民の圧倒的な声を無視するものでした。

そして両市に共通するのが、松下政経塾出身の首長が任命した委員が育鵬社を推したという点でした。

3

二〇一二年の夏には、横浜市立高校の日本史教科書の採択に当たり、横浜市教委が学校側の希望した教科書を別の教科書に差し替えて採択しました。それまでは学校希望を尊重して採択がなされていたので、これも前代未聞の事件でした。

しかも、排除されたのは、つくる会教科書の登場に対するアジア諸国からの批判を記述した実教出版の教科書でした。同教科書は、東京都でも都教委の介入によって事実上排除されています。

また、これと同じ時期に、横浜市教委は市立中学校生向け副読本における記述にも介入しました。すなわち、関東大震災後の「朝鮮人虐殺」という表現について、市議からの指摘に基づき回収・改訂（「虐殺」を削除）を指示したのです。政治介入は強まる一方です。

4

もちろん、市民も黙ってはいません。

いま神奈川では、現に広く使われてしまっている育鵬社教科書の問題点を理解し、保護者・子どもたちに伝えようとする学習会が各地で継続的に取り組まれています。私も横浜・藤沢・川崎で講師を務める機会がありましたが、採択前に比べると、憲法の理念やその教え方について一層理解を深めようという機運が盛り上がっていると感じます。

それと同時に、教育現場の意見を尊重した採

択を求める活動も取り組まれています。かつて横浜市では一八個ある行政区ごとに採択地区が設定されていましたが、横浜市教委がこれを一括して一つの採択地区としたことから、二〇一一年には全市的に育鵬社教科書が採択されてしまうという事態が生じました。

しかし、採択地区は、教育現場の声を活かす方向で細分化するというのが現場の要望であり、文科省の方針でもありました。そこで現在、市民団体や教育関係者により、「横浜市の教科書採択地区の細分化を求める県民署名」が取り組まれています。（署名用紙はhttp://www.bekkoame.ne.jp/ro/jinken/kyoukasyo.pdfで入手できますので、ご協力をお願いします）

5

このような情勢のなか、青法協神奈川支部は、二〇一二年一二月一日、自由法曹団神奈川支部・社会文化法律センター神奈川支部・神奈川労働弁護団との共催で、高嶋伸欣（たかしまのぶよし）琉球大学名誉教授をメイン講師にお招きして、市民集会を開催しました。教科書問題をめぐってさまざまな課題が併発していることから、その総まとめをして今後の活動につなげたいと考え、「教科書問題の最前線」と銘打ちました。

集会は、小池拓也弁護士主演の育鵬社教科書解説映像（一五分）でスタートしました。小池弁護士の笑顔がスクリーンに大きく映し出されると、本人は照れていましたが、分かりやすくユーモア溢れる語り口が好評で、集会後の懇親会では、「地方では心細く活動している人たちがたくさんいるので、こういった映像をＤＶＤにして配ってあげれば、大変に心強いと思う。第二弾もぜひ！」とのリクエストがありました。

高嶋名誉教授の講演は、前半が領土問題でした。石垣と台湾の間で親密な人間関係が築かれていたことや、尖閣問題が沖縄の地域経済に深刻な影響を与えていることなどの紹介に続いて、ドイツとポーランドの領土問題がどのように解決されていったのかという具体例が詳細に説明されました。

領土問題について、教科書の中で、政府見解や二国間対立ばかりを採り上げるのでなく、過去に平和的に解決していった実例を取り込んでいくという建設的な取り組みは、とても説得力があり、教育実践としても魅力的でした。

講演の後半では、最新の政治情勢を踏まえた教科書問題の最前線が紹介されました。総選挙を間近に控えていたことから、教科書問題に関わる安倍自民党の公約（近隣諸国条項見直し、検定基準厳格化など）の問題点や、教科書問題と改憲策動の関係などが語られました。そして、教科書販売をめぐる不正競争防止法違反疑惑などが紹介され、弁護士にはもっと法的知識を駆使してたたかってほしいとの檄が飛ばされました。

その後の会場発言では、最初に、横浜市域で活動している市民団体から、横浜市教委と市議会の教育介入が続いていることや、採択地区一本化の問題（前述）が紹介されました。

次に、二〇一一年に藤沢市教委が育鵬社教科書を採択した当時の教育委員（その後退任）から、藤沢の教育の実情が紹介されました。とりわけ印象に残ったのは、生徒が宿題で書いてくるレポートの内容が、育鵬社教科書のとおりになってきているとの報告でした。教科書の影響力の強さをあらためて認識させられました。

最後に、子どもと教科書全国ネット21の俵義文さんから、自民党教育再生実行本部の動きが紹介され、教育法制の抜本的改悪が準備されていることが報告されました。

教科書問題に留まらず、教育問題に対して取り組む必要を再認識させる集会となりました。

6

この集会の直後に衆院選が行われ、その結果、第二次安倍政権が発足しました。集会での高嶋名誉教授や俵さんの予言どおり、教科書問題は、より大きな視点から教育問題として採り上げられるべき段階に入ったように思います。

二〇一三年一月には、教育再生実行会議が設置され、教育法制の大改悪が目論まれています。何より驚かされるのは、同会議の人選です。見事に

育鵬社に関係する人物がずらりと名を連ねているからです。

すなわち、育鵬社教科書の執筆者である八木秀次（日本教育再生機構理事長）を筆頭に、曽野綾子、加戸守行（いずれも教育再生機構の広報誌に登場）、河野達信（教育再生機構の友好団体の委員長）、大竹美喜（育鵬社と同じフジサンケイグループの産経新聞社の取締役）、山内昌之（同じくフジテレビの特任顧問）といった具合です。安倍首相本人も、教育再生機構が開催した育鵬社教科書の出版記念行事に参加して挨拶をし、育鵬社教科書の採択を呼びかけています。

そうすると、育鵬社教科書が描く立憲主義の否定、平和主義の否定、基本的人権の制限といった特徴は、いよいよ教科書の枠を超えて政策化されていくことが懸念されます。

実際、二〇一二年四月に公表された自民党改憲草案は、育鵬社教科書で描かれた憲法観をそのまま具現化したかのような内容でした。かねてより、教科書問題は改憲の地ならしと指摘されてきましたが、このようなとんでもない改憲案に親和性を持たせる教育が現に行われようとしているのです。

神奈川が教科書採択で一敗地にまみれたことは無念と言うほかありません。しかし、その分、育鵬社教科書の問題点に関する理解の蓄積が増えました。それは自民党改憲草案の問題点に対する理解の蓄積でもあります。これを、来るべき教育法制の大改悪と改憲策動に抗する材料として活用し、青法協神奈川支部をあげて取り組んで行きたいと思います。

ようこそ横浜
～第二弾　飛び出せ中華街!!～

神奈川　金子　祐子

こんにちは。神奈川支部の事務局長をしております金子です。

今回は、青年法律家二〇一二年四月号（No.四九四）での「ようこそ横浜～私の中華街～」が大好評だったことから、第二弾として、「飛び出せ中華街!!」と銘打ち、中華料理以外の横浜お勧めスポットをご紹介いたします。

今回のテーマは、「（お金を貯めて行くか）事件解決時に先輩弁護士におごってもらうお店」です。なかなか機会がないかもしれませんが、横浜の夜を堪能する機会があるときの、是非ご参考にしてください。今年度に事務局長を退任する最後の大

仕事として、張り切って横浜を紹介したいと思います!!

◆和食◆

「横浜と言えば中華!!」と横浜にお立寄りの際、昼食夕食問わず中華街を希望される方が多いですが、密かに人気なのが「中華じゃないけど文明開化の香りがするお店『太田縄のれん』」です。ホームページを拝見すると、「創業明治元年」「和洋折衷料理たる牛鍋が一世を風靡しました」とあり、文明開化の香りがぷんぷんするお店です。

ここの牛鍋は、すき焼きとは違い、角切りの牛肉を味噌で煮ていただくというちょっと変わった料理です。お店の方に牛鍋を作っていただき、味噌が絡まった牛肉を、白米にちょっとつけていただくのがお勧め（通称「タッチアンドゴー」）。お肉がちょっぴり苦手な私もぺろりと食べてしまうおいしさです。

店内は、廊下にも畳が敷かれているなど純和風の建物。個室によっては専用のお手洗いが設置されているなど密談?にはもって来いのお店です。一階のロビーでは「ふくちゃん」がお出迎えしてくれるなどほっとする雰囲気も併せ持ちます。

お値段はコース料理で約一万円からと、気軽に行けるお店ではありません（もちろん、それ以外にお酒代がかかります）。私も、事務所の先輩にご馳走になったり、お金を貯めて友人と行ったり、お祝い事に使ったりと、そうそう行くことができませんが、「今度は中華街ではない場所で!!」と思ったら是非太田縄のれんに!!

太田縄のれんと同じくらい老舗の牛鍋屋が「荒井屋」。ホームページを拝見すると創業一八九五年。

荒井屋は角切りではなく薄切りなので、牛鍋ではなくすき焼きだと思っていたのですが、ホームページによれば、「俗に関東風、関西風と申しますが、関東風とは、砂糖、しょう油にみりん・酒などをまぜた〝割下（タレ）〟をお鍋に注ぎ、肉、野菜をグツグツ。これが牛鍋でございます。一方、関西では、牛脂をとかしてお肉をあぶる。そこへ砂糖、しょう油などを次つぎ加えてジュージュー。お好みに味つけをいたします。この焼きものが『すきやき』でございます」とのこと。勉強になりますね（知らなかったのが私だけでしたらすみません）。確かに思い返すと松阪牛のすき焼きで有名な和田金は後者の焼き方でした。

荒井屋には最近行ってないので、今回は紹介から外そうかなぁと思っていたところ、先輩からおごってもらったばかりのうちの新人が、しみじみとした声で「美味しかったです」と言っておりました。おごった先輩弁護士も「良い肉はやっぱり美味しいよね」と荒井屋を絶賛しておりました。

こちらは本店と万国橋店の二店舗があり、万国橋店は二〇一二年一二月に神奈川で開催した常任委員会会場のすぐ近くですし、裁判所本庁からも近くです。

もうひとつお勧めなのが横浜市吉田町の「梅林」。裁判所本庁の最寄り駅である関内駅からすぐのお店です。

お勧めなのが特選料理。職人が、たらいに素材を入れて持ってきてくれ、座敷でどの素材をどのように調理するか決めることができます。もちろん、それ以外の料理も、一品一品上品な味わいです。また、お造りを出してくれる直前に本わさびをすってくれるので、わさびのほのかな香りが部屋に漂うなど趣深さも味わえます。

ここもお酒代を入れると結構良い値段がするので、横浜にお立寄りの際は、是非お財布を厚くして行かれるか、お財布の厚い先輩弁護士に連れて行ってもらってください。

なお、梅林近辺には、趣を異にするバーがたくさんありますので、梅林の後はバーでいっぱいというのも良いかもしれません。「夕方に食事をする時間がない!!」というお忙しい方、気軽に梅林を楽しみたい方は、オンラインショッピングでウナギの朴葉蒸しなどが注文できますので、お試し

してみてください。

◆洋食◆

フランス料理で「横浜らしい」と言えば、仏蘭西料亭「霧笛楼」。ホームページを拝見すると、一九八一年創業。店名は作家「大佛次郎」が開港当時の元町周辺を舞台にした小説「霧笛」に由来するようです。料理は、地産地消を大切にした食材を使い、一品一品、目でも楽しめる料理です。語彙が貧困な私には、どう表現したら良いか困ってしまいますが、味は絶品かつ上品です。

店内は一階が開港当時を彷彿とさせるレストランバーになっています。元町通り沿いの壁面にはステンドグラスがはめ込まれており、やわらかな日差しを浴びると絶妙な色合いに変化した光が店内に差し込み、居心地の良い空間を作り上げます。

二階はがらりと雰囲気が変わりお座敷になっています。当時横浜に実在した遊郭「岩亀楼」をイメージしているようで、文明開化の雰囲気の中でゆったりとお食事をいただける造りとなっています。

横浜らしさで言えば、ぷかり桟橋にある「海鮮びすとろ　ピア21」。インターコンチネンタルホテル直営ですが、ホテル内にあるのではなく、船に浮かぶ会場レストランになっています。

食事も中盤にさしかかると、酔って自分が揺れているのか、波でお店が揺れているのか区別がつかなくなってしまいますので、アルコールが入る前に、波の揺れをお楽しみください。また、日の入り時刻に来店しますと、水平線上に夕日が沈む景色も堪能することができます。

お値段は、他のお店より少しリーズナブル。おごってもらう先輩がいないけど、横浜らしさを堪能したいという方にはお勧めです。

本店は鎌倉ですが、お勧めなのが「ローストビーフの店　鎌倉山」。先にも書いたとおりお肉がちょっと苦手な私は、「（私がまったく関与していない）事件解決のお祝いに鎌倉山に行くけど、一緒にどう?」と誘ってくれた太っ腹な先輩弁護士に、「肉が苦手だから行かない」と断ったものの、別の機会にそのおいしさを知り、申し出を断ったことをひどく後悔したお店です。

口の中に入れただけでとろけてしまいそうなローストビーフがいただけます。目の前で好みの厚さに切ってくれるのもよいですね。お肉が苦手な方でも、あわびコースなどもありますし、コースの中のお造りも新鮮なネタで美味しく召し上がれます。

ちなみに、コース料理のデザートでは、数種類のケーキやムースを好きなだけ食べることができるので、甘い物好きにも嬉しいです。裁判所本庁の近くなら関内支店、夜景も一緒にという方は横浜スカイビル支店がお勧めです。

◆景色の良さなら◆

「横浜らしさで言えば『ルシエール』と『四季亭』かな」とうちの事務所の先輩から推薦があったお店です。私は行ったことがないので、味のおいしさを伝えることはできませんが、このルシエールと四季亭はロイヤルパークホテル六八階にありますので、景色は最高です。

私は、七〇階のシリウスに何度か行ったことがありますが、ここまで高いところから夜景を眺めつつお酒をいただくと、とても幸せな気分に包まれます。横浜の夜景も楽しみたいという方にお勧めです。

以上が、横浜お勧めの「（お金を貯めて行くか）事件解決時に先輩弁護士におごってもらうお店」です。気になるお店はありましたか。少しでも横浜の良さを感じてもらえると嬉しいです。ちなみに、高いお店ばかり紹介しましたが、いつも支部委員会の後に行くお店は、若手のお財布にも優しいディープな居酒屋です（笑）

座談会

あのころ青法協は

□二六期創立宣言は私が作った
―修習生五〇〇人のうち約二〇〇人が青法協会員

野澤　それでは、本日はよろしくお願いします。さっそく、今日のテーマは「あのころ青法協は」ということで、まずは岡田先生が弁護士になったときの社会の状況と、そこから岡田先生が何を思って弁護士を志したのか、そして弁護士としてどのような活動をなさってきたのかを教えていただけますでしょうか。

岡田　はい。私は一九六五年に早稲田大学に入学したのですが、大学一年生のときの三学期に、早稲田学費値上げ闘争というのがありました。ここから学生運動が広がっていくことになる、いわゆる全共闘運動ですね。私も、結構デモには参加したんですが、でものめり込めなかった。結局、自分たちは学生をやっていて、みんな卒業したら道を違えていくじゃないかという思いですね。自分は不安、不満な学生だったと思います。どう生きるのかという不安を感じ、何事にも自分が飛び込まないという状況に不満を感じていました。

私は、大江健三郎が大好きで、出るたびに本を読んでいました。その中に「見る前に飛べ」という小説があります。「見る前に飛べ」は、青年がみんな眺めるだけで飛び込まないということを反語的に書いたものです。これは象徴的だったけれども、「見るだけで飛ばない私」ということでした。今の私からは想像つかないかもしれないけどね（笑）。

もともと司法試験は受けようと思っていて、司法試験に受かったら、見るだけの自分を変えなきゃいかんと考えていました。そのころは青法協攻撃の盛りでした。青法協の会員が任官できない。ちょうど二三期の阪口徳雄さんという方が修習終了式で、仲間が任官を拒否されたことについて発言したら、修習生を罷免されたということがありました。私は天の邪鬼だったから、「青法協に絶対入ってやろう」と思っていました。見る前に飛ぶように何でもみてやろうと決めていました。研修所入所前から川崎公害の活動にも参加していました。研修所に入ったら、その時点で立派な青法協活動家だった。二六期青法協の創立宣言は

出席者

神奈川支部：
岡田　尚会員・二六期（岡田尚法律事務所）
野澤哲也会員・六二期（市民総合法律事務所）

私が作ったんです。

野澤　当時の修習生としてはどのような活動をしていたのですか。

岡田　集会をやったり、研修所の前でビラを配ったりしましたし、たとえば鹿島に行ったり、民放労連のところに行ったりとか、とにかく公害や労働組合の現地に行こうという企画を自分たちで作ったりもしていました。

野澤　当時、修習生はどのくらいいたのでしょう。

岡田　五〇〇人くらいでしたね。

野澤　そのうちどのくらいの人が青法協の活動をしていたのでしょうか。

岡田　二〇〇人くらいはやっていたんじゃないかと思います。当時は裁判官になろうという人がビビるくらいで、おもしろそうだということでみんなが参加していました。

野澤　その規模は修習生が増えた今よりも多いですね。

□修習時代は川崎公害事件に取り組んだ

岡田　実務修習が始まって、一九七二年ですが、すぐに水俣に行きましたね。私は、熊本の玉名というところが出身なのですが、地元熊本の水俣病には強い関心があったんです。

野澤　当時は公害というと社会問題でしたね。

岡田　そうですね。イタイイタイ病や四日市ぜんそく、新潟水俣病などがありました。私はとにかく公害に興味があって、先輩に誘われていろいろなところについて行きましたね。

野澤　公害のほかにはどのような活動があったのですか。

岡田　あとは修習生のときに、ちょうどベトナム戦争があって、相模原のアメリカ軍基地からベトナムへ戦車が運ばれていたんですが、それをみんなで集まって実力で阻止したことがありました。当時はすごい熱気でした。

野澤　実力で阻止とは今からはなかなか想像さえできないです。ところで、岡田先生は公害に特に強い関心があったということですが、具体的にはどういう活動をしていたのでしょうか。

岡田　私は神奈川での修習でしたから、川崎公害、大気汚染ですね。その活動に取り組みました。当時の川崎は本当に空気が汚れていて、健康被害が起きていたのですが、まだ人々に公害であるという認識がありませんでした。だから被害を受けていても皆さんなかなか名乗り出ないんです。そこを私たちが個別に回って、話を聞いて、被害者を掘り起こすところから作業が始まりました。まさに自分たちで道を切り開いていくという感覚でしたね。

野澤　公害というと、大気汚染にしても因果関係が大きな問題になりますが、その点はどういう対策をしていたのですか。

岡田　確かに、科学的に立証されているわけでもなくてその点は研究を重ねました。その後の裁判の積み重ねではありますが、疫学的な因果関係の立証というのはその中で発達したものでしたね。

野澤　疫学的因果関係論、確かに公害の中で勉強した覚えがあります。まさに先輩方の英知の結晶だったのですね。さて、公害問題に取り組んだ修習生時代を終えて、弁護士となってからは、周知のとおり、岡田先生は多くの労働事件を扱われていますね。その経緯は何だったのですか。

岡田　私は「横浜法律事務所」で弁護士をスタートすることになりましたが、この事務所はもともと旬報法律事務所にいた先輩が横浜で立ち上げたものでした。だから労働事件が当時から盛んでしたね。私は事務所の先輩から熱烈に勧誘を受けまして、修習生時代から、労働委員会の改革集会などに参加していました。私が修習生だった当時は、公害と労働が青法協の二大テーマだったですね。私は横浜法律事務所に入る時点で公害の活動

を諦めたわけではなかったですが、実際に入所してからはまったくその暇はありませんでした。

野澤　まさに考えている暇なく業務に勤しむ、今の新人弁護士と同じですね。

岡田　確かにそうですね。私の場合は、入所した一日目から、労働組合が機動隊と衝突する場に弁護士として参加することになりました。一年目ではなくて一日目、しかも一人ですよ。当時は本当に労働組合が活発で、私は組合が関連した労働事件を主任で常時三、四件は持っていました。

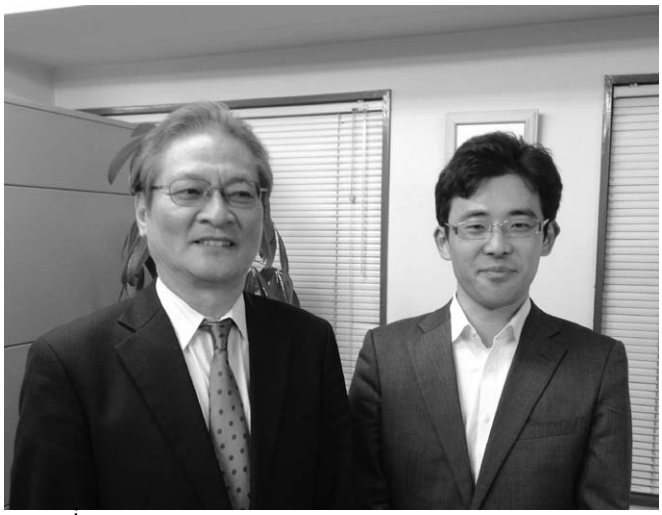

岡田尚会員（左）と野澤哲也会員（右）

□労働弁護士へ
―道理は法に勝つ

野澤　ずっと修習時代は公害問題に取り組まれていたわけですが、弁護士となったときの感覚としては労働事件というのはどういう活動でしたでしょうか。

岡田　そうですね。公害というのは、先ほども話しましたが、被害者を個別に回って、奮い立たせて一緒に立ち上げる、自分たちで事件を開拓し、問題を切り開いていく必要があった。事務作業も含めてすべて自分たちでやる必要があって、そこは本当に大変でした。一方で、労働事件は、当時は組合が活発でしたから、事務作業などはすべて組合がやってくれました。私たち弁護士はその組合と協働していくんですね。

野澤　労働事件としては、どのような事件が記憶に残っていますか。

岡田　いくつかありますが、まずは弁護士となった一日目から機動隊と接触することになった事件です。これは私のその後の労働弁護士としてのまさに出発点と言ってもよいものです。私は神奈川県職員組合のピケッティングのための監視を神奈川県庁の正門で行いました。弁護士となって一日目、急に先輩から行けと言われて行ったはいいですが、後から来るはずのその先輩はいつになっても来ない。目の前では、ピケラインを引く組合員と入庁しようとする者、そして県当局と連携した機動隊員が入り乱れて衝突する。普段は親切に道を教えてくれるあの〝お巡りさん〟が、このときは権力の弾圧機関としての暴力装置そのままの姿でした。私はこのとき、「なるほど敵は巨大だ。自分のこれからはなまじっかの心構えじゃ駄目だ」と弁護士として必要な姿勢を痛感するとともに、「しかしその労働者は挑発にも乗らず正々堂々と行動している。ただ突っ立った機動隊とどちらが人間らしいか。どちらが人間として正しいか」とコブシを振り上げる組合員の人たちの中で、ある種のセンチメンタルな感動に襲われたものです。

野澤　確かに、使用者などの権力とたたかおうとする労働者の皆さんの生々しくも切実な思いは、われわれ弁護士の心にも響くものがありますね。

岡田　そうですね。このとき感じた味方の正しさ、強大だが不正が故に弱い権力は本当に象徴的でした。

野澤　労働事件は、使用者側と比べると力が弱

い中で、どのような姿勢で事件に当たっていくべきなのでしょうか。

岡田　そうですね。私が担当した事件の中で〝池貝鉄工事件〟という民事再生に絡んだ労働争議がありました。一〇年ほど前の事件で、私が新人のころの事件ではありませんが、お話しておきたい事件です。株式会社池貝鉄工は多額の負債を抱えて民事再生手続開始を申請しましたが、会社は労働者を全員解雇とし、退職金は半分しか支払わないと通告してきたのです。その一方で、会社の財産に抵当権を設定していた金融機関は、抵当権により一〇〇パーセント債権を回収できるという状況。この一見正しく見えて、不当な状況の打破がこの事件の問題でした。

野澤　確かに、その状況では抵当権の被担保債権回収のために退職金を諦めなければならなくなりますね。どのように解決されたのでしょうか。

岡田　抵当権が勝つというのは法的には当たり前ですよね。でも、労働者の退職金を犠牲にしてまで金融機関が自分の債権を回収する、これはおかしい、ということなんです。そこで、私は再生代理人の弁護士に伝えるんです。退職金が犠牲になるのはおかしいと。退職金が保護されるべきであると。しかし、再生代理人の弁護士は、こう聞いてくる。「先生、その根拠は何ですか?」。「道理ですよ」と私は答えましたね。

野澤　なるほど。弁護士としては当然法律論として抵当権が優先すると考えますが、実際の事件解決には、道理の視点も必要ですね。

岡田　私たち弁護士にとって法律論は基本的なものですが、事件の解決にはやはり「道理」が必要だと考えます。この事件を通じても思うことは、道理が正しいのに法律がその実現を阻む。まさに法律が道理に適っていない状況があるわけですね。

野澤　はい。この事件では、まさにそういうところが表れています。肝心の道理の通し方ですが、この池貝鉄工事件は、どのように解決していくのでしょうか。

岡田　道理というのは考えれば皆さん理解できると思うんです。この件では、この道理を監督委員の弁護士が理解してくれました。監督委員は、確かに法律的には抵当権が労働債権に優先してしまうが、道理として考えた結果、金融機関が労働債権を犠牲にして債権回収することを「衡平・公正を欠く」と言ってくれました。これで事件は一気に解決に向かっていきます。会社も、ある程度の解決金を支払わざるを得ないと考えるようになり、話はその金額の問題に絞られました。労働者側は解決金として二億を請求したものの、会社は一億が上限であるとして譲らなかった。ここで和解が決裂してしまうかもしれないところまで行ったのですが、最終的には裁判所が動きました。抵当権を持っていた金融機関に対して、遅延損害金をまけてくれるように求めたのです。これで一気に五〇〇〇万円が増額されて解決金の提示が一億五〇〇〇万円になりました。ここに至り労働者側も同意し、事件は無事解決したのです。

野澤　裁判所がそこまで動いてくれるとは、また金融機関や会社がその条件を呑んでくれたというのはすごい成果ですね。

岡田　実は、この事件は、マスコミでも取り上げられていました。小泉改革の中、本件のような金融機関の不良債権処理が労働者の犠牲の上に行われていました。組合は、金融機関の前などで宣伝行動を繰り返し行って、不当な不良債権処理の問題点を浮かび上がらせました。これがマスコミで取り上げられて、世論になっていったのです。組合と弁護団、皆が自分たちの考える道理・要求を実現させた例ですね。

野澤　はい。法的にはどうしても解決が難しいと思う中でも、労働者のために道理を通すという姿勢で解決をめざすことで、法を超えた解決を実現することができるのですね。

岡田　そうですね。事件の道理を知るために

も、われわれ弁護士としては労働者の置かれた現場を直に目の当たりにすることが大切だと思います。

□若い弁護士の方へ
―身軽・足軽・尻軽のススメ

野澤　最後になりますが、これまでの弁護士の仕事を振り返っていかがでしょうか。

岡田　本当にこの仕事をしてきて良かったと思っています。何よりたくさんの人たちに出会うことができました。我ながら人脈の広さには自信があるのです。それは横浜法律事務所に入ることができたことと、自分が面白いなあと思うことにしっかり取り組めてきたからだと思っています。

野澤　岡田先生は、私もそうですが、たくさんの若手弁護士と一緒にお仕事をされています。若い弁護士、これからがんばろうと思っている若手に向けて、一言お願いしたいと思います。

岡田　私は、若手に限らず、たくさんの弁護士と一緒に仕事をやらせてもらっています。今日もいろいろな話をしましたが、時代が違いますし、同じことをやってもらいたいとは思いません。仕事のあり方も変わってくるかもしれない。ただ、弁護士として変わらないものもあるはずです。私たちの仕事は頼む人がいなければ始まりませんね。お金を払って頼みたいと思ってもらわなければいけない。そのために必要なのは、いろいろな人の中に溶け込むことだと思います。あれは嫌だ、これは嫌だじゃなくて溶け込んでいく。私はそのことを〝身軽・足軽・尻軽のススメ〟と言っています。いつでもフットワーク軽く動き回る。確かにこれは大変なことですし、嫌な思いをするときもなくはない。でも自分として得るものが必ずあって、結局損したことはありません。むしろ、八方塞がりのときなどはそうやって動き回ることでヒントが得られるときもある。

野澤　冒頭の「見る前に飛べ」に通ずるところがありますね。

岡田　これは事件においても同様です。現場は常に動いていく。その変化する現場にこそ事件のヒントが隠されていると思います。現場を見るというのも、昔と変わらず大切なことです。常に変化は内在している。フットワーク軽く動き回れば、解決の糸口も見えてくるでしょう。

野澤　確かに現場の重要性は多くの先輩方から指摘を受けており、私も実感するところがあります。良いこともそして悪いことも見えてしまうのが現場だと思います。私もフットワークの軽さは意識していきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

編集後記

▼今回の神奈川支部企画は、緊急憲法企画として改憲問題を中心にお送り致しましたがいかがでしたでしょうか。▼二〇一二年一二月に改憲を党是とする自民党が総選挙でまやかしの勝利を得てから約三か月が過ぎました。▼参院選後に改憲の動きが本格化すると言われていますが、安保法制懇の再開や教育再生実行会議の設置など既に安倍首相による改憲に向けた能動的な動きが始まっています。▼まさに今が正念場であり、憲法擁護を旗印とする青法協の出番だと思っています。▼神奈川でも各地域の九条の会や民主団体などから憲法についての講師派遣依頼が多数よせられている状況です。▼こうした草の根の運動から、国民全体へ広げていけるように、よりいっそう力を入れて取り組んで行きたいと思います。

（小花和史）